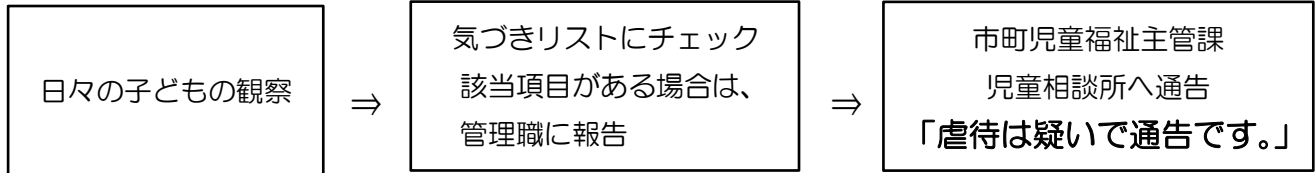


児童虐待気づきリスト

三重県教育委員会（令和8年6月 改訂）

すべての教職員が『児童虐待の防止等に関する法律』の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、早期発見に努め、安全・安心な学校づくりをめざすことが大切です。



- 児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等への通告をお願いします。
- 市町児童福祉主管課、児童相談所等への通告については、小中学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へもご連絡ください。
- 要保護児童（※）について、市町児童福祉主管課又は児童相談所から、対象となる児童の照会等があった場合は、要請に応じた頻度で、児童本人との対面を基本とする安全確認を実施するとともに、児童の家庭や通学状況等に変化があった際は速やかに市町（児童福祉主管課）等への情報共有の徹底をお願いします。
- なお、要保護児童については、欠席の理由の如何に関わらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（但し、本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く）には、速やかに市町（児童福祉主管課）等に情報提供してください。
（『学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針』 文部科学省等 平成31年2月28日）

※要保護児童とは、市町要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒をいう。

『児童虐待の防止等に関する法律』第6条第1項 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

市町児童福祉主管課

当該幼児児童生徒の居住地である市町（児童福祉主管課）へご連絡ください。

三重県児童相談センター

※緊急性が認められる場合は全国共通189【24時間通告】

北勢児童相談所 TEL 059-347-2030 伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
中央児童相談所 TEL 059-231-5666 紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
鈴鹿児童相談所 TEL 059-382-9794 南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143

※このリストは、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（令和元年5月9日 文部科学省）をもとに、三重県子ども・福祉部及び警察等の関係機関と連携を図りながら作成しました。

【子どもと会える場合】

下記のリストに複数（場合によっては1つでも）該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

子どもの体に現れる様子から

- 不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
- 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
- 短期間のうちに、不自然なケガ（打撲によるあざ、火傷など）、繰り返すケガがある。
- 衣服が季節に適しない。汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪の毛、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

子どもの行動から

【周囲との関係において】

- 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
- 極端に甘えるかと思うと、些細なことで激しく怒り攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない。合わそうともしない。
- 大人への反抗的態度や顔色を伺う態度、意図を察知した行動がある。
- 不自然に子どもが保護者と密着している。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触れられること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。
- 友だちと一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたがらない。

【本人自身の行動において】

- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 自暴自棄な言動がある。
- 一度興奮すると落ち着くまでにずいぶん時間がかかる。
- ボーっとしている、急に気力がなくなる。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- 頻繁に保健室に出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや鞆の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。
- 体育や身体測定のときにはよく欠席する。
- きょうだいの面倒を見るためや理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。

【性的虐待】

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の殻に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
- 殴るなど子どもに暴力を振るう。大きな声で怒るなど、威圧的である。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子ども普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校（園）させない。
- 訪問しても子どもに会わせようとしない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【子どもと会えない場合】

下記のリストに原則1つでも該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校（園）させない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。